貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成３１年３月分)

３月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	札幌急配株式会社（法人番号５４３０００１０１９８６７） 代表者北村治	北海道札幌市手稲区手稲山口３１５－６	函館営業所	北海道北斗市清水川１４２番地１３	H31.3.11	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第４項　他１件	平成３１年2月１４日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項）、（２）運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第１項）	０	０
2	有限会社大谷運送（法人番号４４５０００２００１１３８） 代表者大谷正博	北海道旭川市永山7条２０丁目１０９番地３３	本社営業所	北海道旭川市永山七条２０丁目１０９番地３３	H31.3.19	輸送施設の使用停止（１３５日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第５項　他１２件	平成３０年５月２３日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。１３件の違反が認められた。（１）事業計画変更認可違反［自動車車庫の位置及び収容能力］（貨物自動車運送事業法施行規則第２条第１項第４号）、（２）点呼の実施不適切（貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第１項、第２項）、（３）点呼の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第５項）、（４）乗務等の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第８条）、（５）運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条）、（６）運転者台帳の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条の５第１項）、（７）運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第１項）、（８）運転者に対する指導監督の記録違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第１項）、（９）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第２項）、（１０）日常点検の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１３条本文関係）、（１１）定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１３条本文関係、第１号）、（１２）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第６０条第１項）、（１３）自動車に関する表示義務違反（道路運送法第９５条）	14	14
	以下余白									